

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 4 年 9 月 8 日

広 島 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			佐伯区五日市町野登呂地区	無	R 4 ～ R 8	認定農業者等
	○			安芸区阿戸町第一地区	無	R 4 ～ R 8	認定農業者等